

第9回

多重債務者対策本部有識者会議

2008年9月1日

金融庁 総務企画局

午後3時00分 開会

○吉野座長 それでは、ただいまから第9回の多重債務者対策本部有識者会議を開催させていただきます。

本日も大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。今日の会合も公開となっておりますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、開催に当たりまして、宇野内閣府大臣政務官から一言ご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○宇野大臣政務官 ご紹介いただきました、この8月6日から内閣府大臣政務官として、また金融庁の担当として就任をいたしました宇野治でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、多重債務者対策本部有識者会議の開催に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

初めに、有識者会議の皆様方には、大変お忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

貸金業法の改正が行われまして、政府を上げて多重債務者問題に取り組むために対策本部が設立をされましたのが約2年前でございます。この間、多重債務者問題改善プログラムが策定され、関係機関においてさまざまな取り組みがなされていることはご承知いただいているとおりでございます。このような多重債務者対策の大きな枠組みについて、既に構築されております。今後は現場において、いかにして一層深度のある取り組みを推進していくかということが強く問われているものと考えております。

このような観点から、本日は前回に引き続きまして、多重債務者問題に日々接しておられる皆様方からヒアリングを行うこととなっております。

本日は、まず東京都消費生活センターの各務様からお話をお聞きいたします。地方自治体におきましては、住民にとって最も身近で困ったときに相談に訪れやすいことから、多重債務者の相談窓口として重要な位置を占めております。各務様におかれましては、多重債務者相談の現状や問題点などについて、現場の視点からご意見を賜りたいと存ずる次第でございます。

次に、グリーンコープ生協ふくおかの行岡様からお話をお聞きいたします。病気や交通事故などをきっかけといたしまして多重債務者に陥ってしまった方々もおり、このような方々を助けるためには、多重債務者に対するセーフティーネット制度を拡大していくことが必要となっております。行岡様におかれましては、グリーンコープ生協ふくおかで行われておりますセー

フティーネット制度の状況や、このような制度を全国に広げていくための課題などについて、ご意見を賜りたいと存じます。

最後に、神奈川県海老名高等学校の梶ヶ谷様からお話をお聞きいたします。多重債務者の発生を防止するためには、若いころから金融に関する一般的な知識を担うことが重要であり、梶ヶ谷様におかれましては、学校で実際にどのような教育が行われているのか、現在の金融教育の問題点などについて、ご意見をいただければと考えております。

各務様、行岡様、梶ヶ谷様におかれましては、大変お忙しい中お出かけいただきましたことを誠にありがたく感謝を申し上げる次第でございます。

本日は、私も委員の皆様方とともに現場の生の声を伺いたいと思っております。委員の皆様におかれましては、ぜひ忌憚のないご意見を頂戴いただけますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、都道府県等の相談窓口を強化すること、多重債務者が相談窓口を訪れる契機を提供することを目的として、本日9月1日から12月末までの4カ月間、多重債務者相談強化キャンペーンが開催されております。キャンペーン期間中は、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、法テラスの協力のもと、各都道府県において借金問題に悩んでおる方々を対象とした無料相談会が行われることとなっております。この場にご出席されている皆様方におかれましても、機会がございましたら本キャンペーンにかかる周知にご協力を賜れば幸いです。

以上、簡単ではございますが、私の冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞ本日はよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○吉野座長 宇野大臣政務官、どうもありがとうございました。

それでは、テレビカメラの方、冒頭のみとなっておりますので、ご退席をお願いしたいと思います。

(報道関係者退室)

○吉野座長 次に、事務局から連絡がございますので、まず最初に小野参事官からご説明をお願いいたします。

○小野信用制度参事官 それでは皆様、資料の確認をお願いいたします。

今日は席上、非常に多くの資料が配付されていますが、まず資料の9-1としまして「東京都における多重債務相談の状況について」という資料がお手元にあると思います。

次に資料9-2-1として、グリーンコープ生活再生相談室の取り組み報告。

それから9-2-2として、同じくグリーンコープ生活再生相談室の取り組み報告・添付資

料。

9－2－3として、多重債務者対策本部有識者会議資料があると思います。

それから9－3－1として、高等学校における「多重債務」に関する授業について。

9－3－2として、高等学校における「多重債務」に関する授業についての参考資料でございます。

また、9－4－1としまして、本多委員から提出資料がございます。

同じく9－4－2として、もう一つ、本多委員のほうから提出資料がございます。

最後に9－5として、宇都宮委員のほうから提出資料がございます。

そのほかに、今日は参考資料ということで、各種パンフレット、教材もあわせてご参考に置かせていただいております。

一つは、グリーンコープ生協ふくおかの生活再生事業のご案内資料。また神奈川県の高校生用教育資料としまして、「デザイナー」と「サポートブック」という資料。同じく金融広報中央委員会作成の資料を5つ用意してございます。1つは、「ビギナーズのためのファイナンス入門」。「きみはリッチ？」という資料。それから「きみはリッチ？」の指導書。同じく「多重債務に陥らないために！」という表題の資料でございます。さらには「これであなたもひとり立ち」という資料と、その指導書がございます。これも同じく金融広報中央委員会の資料でございます。

最後に、封筒に入っていると思いますが、日本司法書士会連合会に作成していただきましたDVD「多重債務に陥らないために」という資料も、あわせてご参考までに用意させていただきます。

ご確認いただきまして、もしなければ事務局のほうに言っていただければ、直ちにお持ちいたしますので、よろしくお願いいたします。

○吉野座長 ありがとうございます。

それでは、審議に入らせていただきたいと思います。

今日は前回に引き続きまして、3人の方々から多重債務問題に関します現場の状況をヒアリングさせていただきたいと思います。

ただいま大臣政務官からもご説明ございましたが、今日は3つのご報告がございますが、第1番目は自治体の相談窓口の状況につきまして、東京都消費生活総合センター相談課長の各務様から、それから2番目が地域におけるセーフティーネットに関しまして、グリーンコープ生協ふくおか生活再生相談室長の行岡様、それから3番目が学校教育の現場におきます金融教育

につきまして、神奈川県立海老名高等学校の梶ヶ谷先生、この3名の方からお話を伺いたいと思います。

それぞれ20分程度でお話を伺えればと思いますので、まず最初に東京都消費生活総合センターの相談課長の各務様から、よろしくお願いいたします。

○各務豊氏（東京都消費生活総合センター） それでは、私のほうから資料9-1に沿って、東京都における多重債務相談の状況についてお話をさせていただきます。

1枚おめくりをいただきまして、裏側に本日私がお話しさせていただきます内容について掲げてございます。3点ございます。

1点目は、東京都多重債務問題対策協議会につきまして、都の取り組みということで、相談のみならず東京都の多重債務問題への取り組みにつきましてお話をさせていただきたいと思えます。

2番目でございますが、この多重債務問題対策協議会の相談部会の取り組みについてということで、(1)と(2)、2点ございますがお話をさせていただきます。

3番目に、私どもの窓口で受けております東京都における多重債務相談の状況についてお話をさせていただこうと思えます。

それでは、2ページをご覧くださいと思います。

2ページの図が、東京都の多重債務問題対策協議会の仕組みについて図示したものでございます。図の左側が、東京都多重債務問題対策協議会ということで、東京都が関係団体と連携をしながら、多重債務問題解決に向けた対策を進めるために設置をしたものでございます。これは東京都の担当者10名、それから関係団体、弁護士会、司法書士会あるいは全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会、法テラス、また日本クレジットカウンセリング協会等々、外部の委員17名で構成をしております。

図の右側は、多重債務問題対策の庁内連絡会議ということになっております。私ども消費生活総合センターは、東京都の中では生活文化スポーツ局という部署に所属しておりますが、これを含めました庁内の大体20の部局の担当者が構成員となっております。

協議会は、昨年の8月に設置をして、これまで4回、直近では去る8月28日に開催したところでございますが、これまで4回開催をしてきたところでございます。

図の真ん中のほうをご覧くださいと思いますが、協議会は5つの部会に分かれております。多重債務問題の解決へ向けた多岐にわたる問題を5つに分けて、それぞれ関係者が協議を進めているところでございます。

一番上の情報連絡部会、これは主として行政の料金徴収部門でありますとか、あるいは福祉部門、こういったところのメンバーから構成しておりまして、多重債務問題の発見そして相談窓口へつなぐと、こういったような取り組みをしているところでございます。

2番目が多重債務問題にかかる相談体制の整備・充実を協議いたします相談部会でございます。私どもの消費生活センターの相談窓口は、この部会に属しているわけでございます。

3番目が生活再建部会ということで、セーフティーネット貸し付け、あるいは自殺対策との連携、こういったところを協議をしているところでございます。

4番目は、学校における金融経済教育あるいは社会人への教育も含めました金融経済教育について協議を進める部会でございます。

一番下にございますのは貸金業部会といいまして、貸金業の業務適正化あるいはヤミ金対策について担当し、協議を行う機関となっております。

3ページをご覧いただきたいと思います。

先ほどご覧いただきました5つの部会のうち、相談部会につきましては、私ども東京都の消費生活総合センターの所長が部会長となりまして、多重債務相談体制の充実あるいは関係機関の連携について協議を進めてまいったところでございます。これまで5回にわたり協議を進めてきております。

こちらの資料をご覧いただくとわかりますとおり、相談部会の取り組みといたしますのは2つの柱立てになっております。一番目が、多重債務相談「東京モデル」等の確立と推進でございます。「東京モデル」といたしますのは、多重債務相談にかかる消費生活相談と、それから法律専門相談窓口との連携の仕組みということで銘打ったものでございます。この内容につきましては、後ほど詳しくご説明を申し上げます。

それから、もう一つの柱が2番でございますが、特別相談等の展開ということでございます。今度の9月4日、5日、早速本部のキャンペーンを活用させていただきまして、特別相談を実施するところでございますが、こうした機会を通じまして多重債務問題は必ず解決するんだということをPRをして、都民に浸透させるといった目的で随時特別相談を実施していくということでございます。

内容につきましては、お手元の紙の箱の中でございますが、それぞれ3カ年の計画でございます。これらの取り組みによりまして、平成21年度、改正貸金業法の完全施行のときまでには、一番の「東京モデル」等の推進と確立によりまして、平成21年度のところをご覧いただければと思いますけれども、都内のどこの区市町村に行っても適切な対応が行われる状態を実現する

こと、これを目標としております。これは多重債務問題改善プログラムの目標とも合致しているところではないかというふうに考えております。

下の特別相談等の展開の最終的な目標といたしましては、やはり下の表の平成21年度のところにございますが、多重債務問題というのは専門家に相談すれば必ず解決するんだということが、広く都民に浸透している状態を実現することを目指しております。これまでの取り組みといたしましては、また前後して恐縮でございますが、「東京モデル」につきましては、昨年、平成19年度末ですが、この3月ということになりますけれども、まず掘り起こし部門、発見部門の行政関係職員用のマニュアル、「多重債務者問題解決の道しるべ」というのを作成をいたしまして、料金の徴収部門あるいは学校、警察等に配布をしているところでございます。

今年度に入りまして、「東京モデル」が本格実施を開始したわけでございますが、これもやはり今度は消費生活相談用のマニュアルということで、こちらの私が今手元に持っていますけれども、多重債務相談の対応マニュアルということで、行政担当職員よりはかなり詳細なものを、ついこの8月に作成をしたところでございます。そして、この4月からは東京3弁護士会あるいは東京司法書士会のご協力をいただきまして、「東京モデル」を実施しているところでございます。

次に、4ページのほうをご覧くださいと思います。

では、「東京モデル」というのは何なんだということになろうかと思いますけれども、簡単に言ってしまうと、消費生活相談窓口、消費生活センターから弁護士、司法書士といった、専門家のもとへ多重債務を抱える相談者の方を確実に迅速につなぐことによって、個々の問題の解決を図っていくといったところでございます。

図のほうをご覧くださいますと、まず一番左側が相談者でございます。相談者はこの吹き出しにありますような不安、心配を抱えて消費生活センターにおいでになる、あるいは電話をいただくということがございますので、真ん中の消費生活センターでは、こうした不安を解きほぐした上で、債務整理の担い手である弁護士、司法書士など専門家のもとへ確実につないでいくということを念頭に置いて作成した次第でございます。

他都市の先進事例を見ますと、消費生活相談員がみずから弁護士のところへ同行して、きちんとつなぐといった事例も見られますが、東京の大都市としての規模あるいは東京の特性として、区市の消費生活相談窓口がかなり体制が整備をされているということ、さらに弁護士会、司法書士会の相談窓口も非常に整っている。加えて日本クレジットカウンセリング協会、法テラス、また全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会、またその傘下の被害者の会といった相

談窓口のインフラがかなり整っているという状況がございます。こうした状況のもとで、各関係機関が連携して、最も効率的、確実に相談者を解決につないでいく方法として「東京モデル」をつくったわけがございます。

「東京モデル」の手順といたしましては、右側のほうに少し太い矢印で①、②、③というふうに書いてございます。一つは①でございますが、相談員がご相談者に成りかわって、専門相談窓口の予約をさせていただくということがございます。その予約を受けて、相談者の方が弁護士会なり司法書士会なりの窓口にご相談に行って、債務整理への道筋をつけていくということがございます。弁護士会、司法書士会等の専門相談窓口からは、その日の相談状況をファクシミリで受任状況あるいは解決の方向性、任意整理だとか自己破産だとかいった債務整理の方向性について、私どもセンターにフィードバックをしていただくということになっております。

万一、相談者が予約はとったんだけど相談窓口に行かなかったといったようなことが判明した場合には、相談員が相談者のところへ電話等で、どうされましたか、何か行けない事情が出ましたかといったことで、消費生活センターの相談員がフォローアップをするという点が、この「東京モデル」の特徴ではないかというふうに考えております。

真ん中の「消費生活センター」という枠の下のほうに書いてございますが、東京都消費生活総合センターでは、相談員5名から成ります多重債務相談の専門グループ、これを設置をいたしまして、1月から試行を開始、この4月から本格実施をしているところでございます。現在、弁護士会、司法書士会の相談窓口との間で、この東京モデルを実践させていただいておりますが、この9月の「多重債務110番」を契機に、一つは東京都以外の区市の相談窓口からも、この「東京モデル」を活用してつなぐよというのが1点目。それから2点目としては、つなぎ先として弁護士会、司法書士会に加えて、財団法人日本クレジットカウンセリング協会あるいは法テラスの窓口といったものも拡大をしていく予定でございます。

5ページをご覧いただきたいと思います。今度は「多重債務110番」、特別相談の実施についてお話をさせていただきます。

特別相談につきましては、昨年12月、やはりこの本部の多重債務相談ウイークにあわせまして、既に実施をいたしたところでございます。その際には、東京都のセンター、これが飯田橋と立川と2カ所でございますが、そちらのほうを使って各関係機関のご協力をいただきながら特別相談は実施したところでございます。今回は、左のほうの張り紙のところで書いてございますが、前回2カ所だけで実施したものを今回は都内全域に、面的に広げようというところで、区市の消費生活相談窓口にも参加をしてもらって実施をするという予定になっております。

お手元にお配りいたしました、こちらのA4横のチラシ「多重債務問題は、必ず解決します。」というものをご覧いただければと思います。今回の特別相談のPRに4万枚ほど刷ったものでございます。これの裏面をご覧いただければと思いますが、ご覧の18区12市が9月4日、5日同日に実施をしてもらえると、こういう予定になっております。先ほどもお話をいたしました、今回これを契機に「東京モデル」をさらに拡大をしていくという予定になっております。

それから、今回9月4日、5日が「多重債務110番」ということで東京都は実施いたしますが、その後続けて6日から10日まで、やはり自殺対策の特別相談を予定をしております。5ページの右下のほうに吹き出しで「自殺防止対策との連携」というところもございますが、両方で特別相談週間として広報についてもタイアップをし、効果を上げていきたいというふうに考えております。

また、多重債務相談の特別相談の前日には、お手元にまた黄色いチラシでございますが、東京ウィメンズプラザのホールでもって「気をつけよう！金融トラブル」ということで、弁護士の住田裕子先生においでをいただきまして、講演会を実施をして、ここでもPRをし、広く多重債務問題は相談すれば必ず解決するんだということを知っていただくというふうに考えております。

続きまして、6ページでございますが、東京都における多重債務相談の状況についてでございます。

棒グラフのほうをご覧くださいますと、東京都と区市町村の消費生活相談窓口で受けました多重債務にかかる相談は、平成17年度から急増をしたところでございまして、大体7,000件前後ということで、平成19年度もまだ若干減少しておりましたが高どまりの状態でございます。下の左側の円グラフが年代別ということでございますが、年代といたしましては20代から60代、70代まで満遍なくご相談をいただいているというところが現状でございます。

「東京モデル」の実績は右側の表をご覧くださいと思います。これは東京都の受け付けた相談件数と、それから「東京モデル」の活用件数でございます。これまでに162件、「東京モデル」でもって実施をしております。つなぎ先としては、都内の弁護士会あるいは司法書士会の窓口でございます。債務整理の方向性としては任意整理が一番多くて、約6割ぐらいということになっております。

最後、7ページでございますが、「東京モデル」で実際におつなぎした事例を2例ほどご紹介をさせていただきます。

1 番目は70歳代の男性の事例でございますが、二世帯住宅を建てて、突発的な出費から消費者金融に借金をしてしまったと。今後も住宅ローンを払っていきたいんだと、こういったようなご相談でございました。「東京モデル」により弁護士会におつなぎして、任意整理で受任というご連絡をいただいております。

2 例目は60歳代、女性でございますが、こちら家族の入院からということで借金が膨らんでしまって、ご自分の収入としては、こちらには10万円以上の収入とございますが、これは年金収入でございます。夫に内緒で債務整理をしたいということでございます。自己破産ではなく、夫に内緒で整理をしたいというご希望がございました。こちらのケースも任意整理で受任というご連絡をいただいております。

すみません、長くなってしまいました。私から東京都における多重債務相談等の状況についてお話をさせていただきました。

以上でございます。

○吉野座長 ありがとうございます。

それでは引き続きまして、地域におけるセーフティーネット貸し付けに関しまして、グリーンコープ生協ふくおかの行岡様、お願いいたします。

○行岡みち子氏（グリーンコープ生協ふくおか） グリーンコープ生協ふくおかの行岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは資料が3分冊ございます。それと「たすけあって、支えあって、こころ豊かに暮らせる街を」というタイトルのパンフレット、この4つを資料として本日提出させていただきます。

まず私どもの多重債務問題への取り組みの契機ですが、平成16年の秋に、現在、厚生労働省の地域福祉課にいらっしゃる千田課長補佐が、福岡県の監査保護課の生活保護担当の部局にいらっしゃるときに、ホームレスの自立支援の問題について一緒に取り組んでくれないかというような申し込みがあったことが、検討のきっかけです。

その後、生活再生事業の認可を受けるところまで、さまざまにご協力いただいて本当に感謝をしております。あわせて多重債務問題を検討するに当たって、組合員からはとても大きな反対が最初のころはありました。「何故、生協でそんなことまでするのか」というようなもろもろの論議の中で、岩手信用生協さんにはいろいろなことを教えていただいて、組合員が安心してこの問題を検討できるような一つのきっかけをつくっていただいて、さまざまにご教示いただいたというようなこともございます。そのように始まっているということをご紹介します、資料

の9-2-3「多重債務者対策本部有識者会議資料」のところから、現状のご相談なさっている皆さんがどのような様子にあるのかというところから、ご報告したいと思います。

「はじめに」のところは、これもぜひ申し上げておきたいところですが、私どものこの取り組みは、多重債務の予防と、それから債務整理後のサポートがなかなかできていないのが課題だということで、その点をテーマに取り組みを開始しています。

したがって、金銭教育事業と消費生活支援事業と生活再生相談事業、それから生活再生貸付事業という、この4つの事業が一体となって有機的に連携する内容で、平成18年6月の総代会で確認をしまして、8月から相談室を開設しています。

2ページを開けていただきまして、再生相談の現状の様子です。まず相談件数ですが、私どもは年度の決算が20日締めという関係になっていますので、日程のくくり方がわかりにくいのですが、平成18年8月21日から平成20年6月20日までの1年10カ月というところでご報告を差し上げます。相談件数の累計は3,166件です。これは初回の電話ですね。それから、面談をした件数が1,569件に上っております。面談のほうは当然無料ですし、組合外の方もお受けをしてくれています。特徴的に、ここは書いておりませんが、平成20年4月から福岡県との協働事業という形になりましたところで、3カ月間で去年1年間の相談件数を上回るような様子になっています。

(2)は面談者の債務原因、どこで借金が起きたかというところなんですけど、もうこれは一貫して大体こういうデータがずっと出ていますけれども、遊興費・ギャンブル・飲食というのは8.1%しかなくて、あとはもうほとんど生活費であるというところなんです。

(3)は面談者の過去の債務整理がどうなっているか、ちょっと最近気になるような数字が出てきているので調べてみました。平成19年度の1年間のところでは、過去に債務整理をしたことがある人は15.7%です。ところが、平成20年度の4から6月度は、あるという方が38%もいらっしゃるしまして、この数字が大きいなということで、実は生活サポート基金さんに、東京都の状況についてお聞きしたら、基金さんも7月のところでデータをとったら39%あるとおっしゃっています。一たん過去に債務整理をなさった方がご相談にお見えになっている。意味することは、結局、債務整理だけではなかなか解決しないということ。やはりその後のサポートとか必要な資金とかがないと、生活の立て直しというのはできないということを意味しているのだなと理解をしております。

その次、3ページです。(4)のところはヤミ金業者の有無というものの、これも調査をしてみました。昨年1年間と今年で、やはりヤミ金が福岡県全体に広がっていて、ある地域では

20%ぐらいやミ金を含んでいるような様子もあります。こういうところでヤミ金を「含む」という数字が増えてきている。

(5) のところでは、面談をした人たちの家計の状態を調査をしております。昨年までは「成り立つ」、ともかく債務整理をすれば成り立つのが74.6%でした。今年度に入って成り立つという方は半数を割っております。それとあわせて、下の面談者の家賃、電気・ガス、税金の滞納状況というのが「ある」というのが約半数ですから、ここら辺も含めて、貧困を含めた深刻な状態になっているというのが見えてくるということ。それともう一つ、債務整理後の家計の状態がわからないという方が30%近くいらっしゃる、なかなかこれでは自立ができない。自分の家庭の家計の様子が把握できていないという意味で、金銭教育がとても重要であるという数字になっていると理解をしています。

それから、その次のページで、生活再生貸付、セーフティーネット貸付の部分についてちょっと調査をしています。これも(7)のところでは面談件数に対する貸付希望者の割合について、去年1年間のところでは貸付希望者というのは48%でした。今年になって、この74%というところで推移をしています。ご相談に来られている方たちというのは、借り換えしてでも返したいという根強い希望があるのですが、大きいのは、ブラックリストに載るとお金が借りられなくなるので、何とか載らずに解決したいというご希望が出てきている。それというのも将来に対して本当に不安を持っていらっしゃる、そういうことも含めて「借りられる」ということが相談に来る入り口、間口を広げているという様子があります。

それから、(8)で面談件数に対する貸付実行の割合です。去年のところは面談件数に対して14%の貸し付けでした。今年は10.4で、去年に比べて落ちているように見えるんですが、面談件数の母数が去年の2倍以上になっていますので、そういう意味で貸付件数そのものとしては去年の同月比で1.6倍、金額は2倍というような貸付実績になっています。

それと、5ページをちょっと見ていただきます。

10番の平均貸付金額です。平成19年度までが大体平均97万、今年度のところは87万で、大体10万ほど平均の貸付金額が落ちています。

それから(9)で、貸付目的の分布状況ですが、貸し付けの目的を債務の状態で4分類をしております、特徴的には滞納生活費の支払いということで、債務整理と並行して家賃とか、家賃がもう1年分たまっていて強制執行が同時に来ているとか、そういうものとか税金がたまっていて差し押さえが来たりとか、もろもろそういう債務整理と同時並行でやっている滞納生活費の支払いのところが去年に比べて増えています。それから生活自立支援というところで

44.7%で去年に比べて14%増えているんですが、これがブラックリスト期間中の方に対する貸付けで、ここのところが大きく広がっています。

それから小額債務弁済というのは、債務整理よりも借り換えをしたほうがいい場合で、それが20%ぐらいをしめます。それから、一時的な生活資金というのは、多重債務とは関係ない緊急の貸付けというので、これは組合員対象でやっていますが、これは少し減っている様子で、全体が構成されています。

(11) の貸付けの使途、どのような内容、目的で現実にお金が使われているかということで、貸し付けたお金は目的別で、例えば校納金であればご本人のお名前で学校に直接振り込むなどしておりますので、貸付けるお金の使途を全部調査をしているのですが、平成20年度のところで家賃、水光費、医療・保健などという生活関連の貸付けが去年に比べて16%ぐらい上がっています。それから教育費は去年とほとんど同じぐらいのボリュームですね。税金のところの支払いは増えている。それから、車両関連のところが増えているというようなところで、あと借金返済のための貸付けは昨年と比べて減少しているという内容です。

その次のページが貸付利用者の性別のところ、19年度までは男性が少なく女性が多かった。とても女性の相談が多くて、女性への貸し付けも多いという様子でした。今年度は県との協働事業になり、男性が増えています。従いまして13番のところですが、平均年収は今年度、男性が増えている関係で大体286万で前年より50万ぐらい増えています。大体これが貸し付けをしている人たちの年収です。

それから、14番のところ、家計収入、すなわち、家族が生活費に入れる収入の合計で私どもは見ます。生活資金や教育費の問題なので家族で解決していくという視点で見えていくのですが、これも今度、ご報告するのでデータをつくってびっくりしました。どこで切っても家計収入が420万円台という世界で、セーフティーネット貸付けが本当に必要になってきている、平均的にはそういう家計の様子であるというところです。以上、データのご報告をいたしました。

次に、ちょっと問題意識も含めて、資料の9-2-1「グリーンコープ生活再生相談室の取り組み報告」を出していただきたいんですが、後からでもぜひご確認という意味で見ておいていただきたいところを、少しご紹介します。まず9-2-1の2ページのところの(2)の面談の結果のところ、平成20年度のところの解決率が落ちていることをとても気にしております、その事情のところも書いていますので、見ておいてください。

それから、3ページのところで、ここのところが一番、今回私どものところの主要なところ

ですが、3ページの「生活再生貸付事業報告」の貸付けの意味について、平成18年6月第6期通常総代会で確認している内容をそこに案内をしておりますので、これもぜひ読んでおいていただきたいと思います。

その次、4ページの(3)のところで、貸付けはあくまでも、相談者自身が主体的に自分の生活をちゃんと立て直していく、そのことを応援していくんだということで、生活協同組合ですから組合員への最大奉仕の原則という形で、営利目的というよりも相互扶助の精神に支えられてやることで考えています。生活資金の貸付けということでは、やはりテーマは「家族」で、どうこの問題を解決していくかという、そのテーブルの場をちゃんと設定して、そこを応援していくというふうに考えています。

したがって、貸付条件としてはそこに書いてありますように、貸付利息は年9.5%、原則60カ月以内の返済ということと、二)で家計表診断及びライフプラン作成と5年間のキャッシュフロー表を提示をして、家族で、将来的にどうなるということがきちんと見えるようにしていくということを課題にしています。貸付けの中で、定期的な面談を3年間継続するというのが契約書の中でもうたわれています。それと家族・親族の見守りと応援ということで、連帯保証人は家族を基本にお願いをしております。

(4)で資金自身はグリーンコープ生協本体の自己資金を運用しているといいます。

(5)で、貸し付けの実績です。表の下から3行目、4行目を見ていただきたいのですが、1年10カ月で147件の貸し付けで1億4,083万円になっています。8月20日現在で160件、約1億5,000万の貸付実績です。

5ページをお願いします。

5ページのところの四)で書いていますが、貸付希望者が今年度74.4%に増えているということをお先ほどご報告しました。今年に入って貸し付けの希望者が急増している現実と、貸せる状態でない人が多いという印象もあって、面談の中でとてもつらいものがあります。

それから6ページです。

(7)の貸付金の返済状況というところで、147人にお貸ししてどういう結果かということですが、既に返済を終了した人は11人で総額943万円です。完済理由は過払い金の返還が一番多く、次に家計にゆとりが出たとか、もろもろです。それと滞納の状態ですが、1名の滞納者以外は毎月きちんと支払われているという様子で、やはり家族でライフプランニングを立ててキャッシュフロー表を作成しますので、先が見えるということがいいのかなと思っています。夫婦とか親子での面談、テーブルを囲むということを大切にしていきたいと考えています。

あと今後の課題というところで、（７）です。一つは行政の相談窓口とか、それから弁護士会等々の債務整理対応途上での課題と私どもが感じていますのは、弁護士さん、司法書士さんの債務整理の途上で、家計に関する連携が不可欠なんじゃないかと思います。これは何らかの制度化が必要だと思います。今年に入って38%の方は過去に債務整理をした方と申し上げていますが、前回の債務整理のときに家計の問題が解決されていなくて、再発しているという事例が出てきていますので、きちんとカウンセリングにつないで、債務整理と同時に後をサポートしていくということが必要なんじゃないかと考えています。

それから２）ですが、債務整理の途上で生活資金が必要な人、債務整理が全部終わっても校納金とか家賃とか、そういうのがたまっていたら生活のインフラはやはり整っていないわけです。そういうときに、法律家の皆さんが債務整理途上及びその後の生活資金が必要なときにはここに相談したらいいですよというので、相談者にセーフティーネット貸付の存在を知らせるのが予防の意味で、とても大きいと思います。

それから、二）で社会保障制度としての貸し付けの充実が必要というところで、これは資料の9-2-2のほうに福祉絡みの貸し付けの事例とかも載せております。後からちょっと読んでいただきたいのですが、社会福祉協議会とか福祉事務所のほうから、私どものほうに回されてくるという現実がありまして、したがって、私はこの社会福祉協議会とか福祉事務所とセーフティーネット貸し付けについてきちんと話し合う場を設定してほしいとお願いをしているんですが、なかなか踏み込んだ検討のテーブルがつかられないというか、もうそのところはとても問題だと思っています。使い勝手が悪いとか制度が周知されていないとか、もろもろの問題はありますが、むしろ何か多重債務問題は自分たちの問題ではないと考えていらっしゃるんじゃないかと思えるようなこともありますので、ぜひこれは事例を後からご覧いただけたらと思います。

それから、三）でセーフティーネット貸し付けに取り組むのに、私は生活協同組合というのは、いろいろな意味でとてもいい仕組みだと思うんですが、生協でやっていくとした場合、政策的にきちんと定めてほしいと思っています。組合の出資金というのは、組合員がみんな、自分のお金を出しているわけですね。そのことで見返りがあるわけでもなく、そういう意味で、善意と相互扶助の精神で組合員出資金を運用して経費負担もしているのに、生協を縛る法律は貸金業法とほとんど同じということで、これは非常に困ります。先ほど家計収入で判断して貸し付けをしていますと言いましたが、そういう意味では相談者のお一人、お一人の収入は少ないですから、「3分の1条項」にも本当に抵触しかねないとか、そういう意味でここら辺は考え

ていただきたいなと思っています。

それと、あと予算化をぜひ考慮してほしいと思っているんですが、7ページの下のほうに生活再生事業の損益状況というのを出しています。初年度2,900万の赤字でした。2007年度、平成19年度は実質4,400万の赤字というのを抱えて、それでもこれはやらないといけないということでスタートしていますが、何年もこんな状態では組合員から「いいかげんにしろ」というふうにおしかりを受けるわけで、そういう意味で今年度、福岡県から2,875万円の助成をいただいて協働事業という位置づけになって、500万弱の赤字というところで何とか了解いただける様子になっています。そういう意味では、本当に全国に広げていく場合に、生活者の視点から取り組んでいくことが大切で、あわせて生協の場合は電算のシステムも、お金をきちんと集金していくことも、どういうコミュニケーションをとっていくべきかとか、そういうところでは長年の仕事の中でやってきているので、ノウハウの蓄積を含めてとてもいいんだと思っています。そういう生協でやるとした場合、やはりちゃんと応援をしていただきたいなと考えています。

すみません、ちょっとオーバーしました。以上でございます。

○吉野座長 どうもありがとうございました。

それでは、3番目のご説明は梶ヶ谷先生にお願いいたします。

○梶ヶ谷穰氏（神奈川県立海老名高等学校） よろしくをお願いいたします。

神奈川県立海老名高校の梶ヶ谷です。専門は高等学校の公民科という教科で、主に現代社会それから政治・経済を30年ほど担当しております。

私が最初に赴任した学校は神奈川県のある受験校で、多くの生徒が国公立や有名私大に進学する高校でした。2校目に赴任した学校が全日制、定時制、さらに通信制、3つの課程を持っている中堅校でした。現在3校目でいわゆる受験校です。勤務校が上位校が多いということで、周りの先生方からは「学習ができる学校を歩いてるな」とよく言われています。

なぜこういう話をするかというと、実は知識がある、いわゆる受験校の生徒、すぐ高等学校を卒業して就職をするような生徒でも、さらに一般的な高校生でも、彼らの卒業後に、卒業後のいろいろな実生活や社会生活の状況をみると、知識があれば、いわゆる多重債務の問題に巻き込まれないかということと必ずしもそうでもなく、逆に、あまり勉強は好きじゃなかったから、そういう多重債務にうまく引っかかってしまい人生大変な目にあってしまうのかということ、知識の量、つまり学力レベル的なものはあまり関係がないのではないかと、実感しております。つまり、ここが一つの金融教育あるいは多重債務教育の一つの原点だろうと考えております。

もう一つは、実際に現場の教員で毎日高校生を見ていますと、今、高校生はバイトをして、しかもものすごく苦勞して、どんな苦勞をしてもバイトでお金を稼ぐ、お金が大好きなんですね。では実際にそういう苦勞をしてお金を稼いでも、そのお金の使い方を考えますと非常にアバウトです。つまり、どんなに辛く、涙まで出してバイトでお金を稼いでも、実際にうまくお金を計画的に使っているかということと必ずしもそうでもないということを日常的に生徒を見て感じております。このようなことを出発点にして今日、先生方に現場の、社会科、公民科から見た高校生の金融経済や多重債務教育の内容を報告させていただこうと思います。

まず高等学校におきましては、公民科で現代社会、それから倫理、そして政治・経済という3科目が設定されています。多重債務、金融あるいは経済といいますと、現代社会、政治・経済という2科目において主に履修するわけですが、まず現代社会の場合には、標準単位2単位ということで、週に2時間ずつ授業を行っております。さらに政治・経済も基本的には2単位ということで、週に2時間行っております。実際にどのような授業が展開をされるのかということになりますけれども、今日はお配りをしたレジュメの2ページのところに、まず現行の学習指導要領の公民科の内容を、文部科学省のホームページからダウンロードをして配付させていただきました。

多くの高校生が、この現代社会を履修をすると思いますけれども、この現代社会の、いわゆる経済分野において、多重債務問題は消費者問題の中の一分野として扱われるわけですが、現行の学習指導要領の中では、あまり本文等においては書かれていません。

レジュメの3ページ、ここを見ていただくと、今度は「政治・経済」という科目の、現行の学習指導要領の内容を転載をさせていただきました。ここでは、その3ページから4ページの真ん中あたりです。アンダーラインを記入させていただきましたけれども、そこに「消費者問題と消費者保護」という項目があり、いわゆる多重債務を含めた消費者問題がここで論じられるように設定されております。

このように現行の学習指導要領上で考えますと、消費者問題については今の公民科ではあまり取り扱われていないわけですが、各出版社が出している現行の検定済みの教科書はどうかといいますと、学習指導要領はともかくも、ほとんどの教科書が消費者問題というような学習項目の中で多重債務問題について言及をする、つまり基本的には学習内容が記載されています。別の資料をご覧くださいと思います。

資料のもう一つのほうですね。資料の9-3-2という資料ですが、こちらを見ていただくと、まずその1ページ目のところに「豊かな生活の実現」という項目になっております

が、東京書籍が発行した教科書のコピーになります。矢印を付けさせていただきましたけれども、そこに「自己破産」という項目で、これは脚注扱いですけれども、本文の「カード社会、キャッシュレス社会」、それに関する脚注ということで説明されています。

さらに、この会社の現代社会の教科書では特集ページ、今度は資料の2ページ目になります。ここには、「現代社会へのアプローチ」という特集で、「身近な金融の変化と合理的な選択」という、特に右側の一番右の段ですね。そこに「多重債務者」等の内容が書かれておりますし、さらにこの教科書では、その一番下のほうですが、少し多重債務とは離れますけれども、確定拠出型年金制度が、高校の現代社会で取り上げる内容として、ここでは教科書に記載があります。

さらに3ページ目、これは別の会社の現代社会の教科書になりますが、実教出版の『高校現代社会』という教科書です。左側のページのところに「多重債務」それから「自己破産」、さらに「クーリング・オフ」、こういうような学習事項が説明をされておりますし、さらにその130ページの下のほうには、年表の例えば1992年に多重債務で自己破産の急増とか、ヤミ金融対策法の制定、こういう学習事項が年表では掲げられております。

さらに4ページ目、これは別の教科書会社の資料ですけれども、左側のほうの消費者問題のところに、「消費者破産」という言葉が8行目に記載されております。

このように、基本的には現代社会の教科書にはおおむね、ちょっとそれぞれトーンの違いはありますけれども、さまざまな形でその内容が学習事項として掲載されております。さらに5ページ目のところには、実教出版の現代社会の教科書なのですけれども、「ひろがる消費者問題」の下のところ項目を立てて「多重債務と自己破産」という項目が掲載されております。

そして6ページ目です。これは補助教材の一つで、資料集ですが、現場では教科書外によく使っておりますが、その代表的なものを印刷をしました。これは清水書院の現代社会の資料集ですけれども、まず消費者問題のまとめのページ、左側ですね。「消費者金融の現状と問題点」という記述があり、さらに7ページ目のところには、右側です。「多重債務の恐ろしさ」それから「自己破産の流れ」という記述があり、ここでは自己破産が裁判所においてどのような手続で決定されるかというようなことを教えることになります。このように、現代社会では、さらに免責の決定、つまり自己破産の後に行われる免責まで、実際には生徒に教えることになります。

そして、今度は8ページ目ですけれども、これは政治・経済という科目です。現代社会が基礎的な科目であれば、ちょっと応用的な科目になりますけれども、これは政経の科目の教科書

の記述です。この8ページは、実教出版の政経の教科書ですが、左側のページに、これも「多重債務と自己破産」というタイトルで内容が掲載され、さらにゴシックで強調されています。

そして9ページ目です。これは第一学習社の教科書ですが、具体的には次のページ、10ページ目に「消費者問題と消費者保護」という項目で、そして一番下のところに「自己破産」がゴシックになっております。さらにその上のほうには「クレジット・カード発行枚数と自己破産件数」という最高裁の資料が掲載されております。

そこまでが、いわゆる公民の教科書の具体的な内容になります。先ほど学習指導要領上は、公民科においては、さほど消費者問題や多重債務については触れられていないというような話をしましたが、ただ実際の教科書を見れば、学習指導要領の解説等の記述内容等から、具体的にこのようなさまざまな内容が盛り込まれておりますので、現場の教員としては指導要領をもちろん重視して授業を展開するわけですが、少し学習内容を膨らませる形で生徒には授業を展開しています。これが公民科での学習内容になります。

もう一つ、私は公民科なので家庭科には詳しくありませんが、高等学校の場合には、家庭科では多重債務問題を相当詳しく扱っております。どちらかというと、公民のほうが多重債務や消費者問題についてはその扱いが薄いというように思いますけれども、家庭科のほうがもう少し実践的であり具体的事象まで踏み込んだ内容を、実際には授業をされているといえます。

家庭科の学習指導要領につきましては、今お配りした5ページ目に現行の指導要領を印刷させていただきました。消費者問題については重点をおいて触れられておりますけれども、家庭科では家庭基礎という科目が2単位、それから多くの学校で履修されているのではないかと思います。家庭総合という4単位の科目などがあり、この2つの科目については、レジュメの5ページ目あるいは6ページ目を見ていただければ、公民科以上に消費者問題あるいは多重債務の問題を扱っているということが、学習指導要領上もおわかりになるのではないかなと思います。

具体的には家庭科の教科書の記述内容ですが、これは1社だけで申しわけなかったんですが、資料として今日提出をさせていただきました。家庭科につきましては、別添の教科書のコピーの資料の11ページ目、それから12ページ目になります。特に11ページ目には契約についての記載がありますが、12ページ目を見ていただきますと、これは大修館の『家庭総合』、4時間授業の教科書内容ですが、その右ページの下に「消費者金融」そして「消費者信

用」ということで、多重債務や自己破産という学習内容が教科書では載せられ、さらに「消費者金融のトラブルについて理解しよう」という課題が設定されるなど、公民科の学習内容とは、その視点は少し違うのかもしれませんが家庭科においては、ある意味では公民科以上に多重債務問題が触れられている、学習の内容が充実しているようにも思われます。

公民科の授業においては「現代社会」にしろ、あるいは「政治・経済」にしても「消費者問題・消費者保護」を扱うのは、年間の授業においてせいぜい2単位なので、2から3時間程度です。年間の科目全体の授業時数は行事などの関係で、レジュメのほうにも記載をしましたが、それでも、大体56時間から60時間が精一杯です。せいぜい「現代社会」の時間あるいは「政治・経済」の時間で、消費者問題に充てられる時間その2、3時間の授業時間の中で、いわゆる消費者問題の発生とその経緯から、消費者保護行政、そしてさまざまな法律や制度もを学ばせる、それが精一杯なわけです。そうすると、やはりその担当の先生によって少しは違うかもしれませんが、多重債務をどこまで授業で取り上げられるかという、ものすごく物理的に、つまり授業時間数的に問題があるのだろーと思います。

これに対して、私の周りの家庭科の先生方に聞きますと、大体、『家庭総合』の場合は、5、6時間で消費者問題の授業をしているとのこと。本校ではその授業の中で、「きちんと多重債務まで説明をしています」ということですが、近隣の学校の家庭科では、『家庭総合』の時間で消費者問題部分を12時間から、多いところは14時間ぐらい扱っているとのこと。そして、多重債務についてもその発生の要因とか、それから救済の手段についてもきちんと時間をかけて数時間で学習させていますということと言われました。ということで、相対的に見ますと現代社会あるいは政治・経済の公民の両科よりも、家庭科のほうが現状では取り扱いやすいのではないということになります。

本校ではこれまで私と、それから家庭科の先生たちと年度初めに話し合いを持ちまして、結構この部分は内容が公民科と家庭科で重複をしますので、なるべくロスがないように、お互い調整をするということを毎年行っております。ただ、このように調整がうまくいくのは家庭科と公民科との人間関係がうまくいっている学校で可能だと思います。さらにまた、これは家庭科の授業のほうでとか、それは公民の学習内容であるとして何ら調整もしないで結果的に両教科で学習させないというような危惧も少しあります。このように家庭科と、それから公民科の教員がともに教科間の調整をすることが現場ではやはり一番重要なのではないかと確信しています。

このように、教科書あるいは資料集等で見える限り、基本的にはその学習内容についてのトー

ンと濃淡は少し違うかもしれませんが、多重債務についてもそれなりに両科目において学習されているということです。現在、文部科学省のほうで新しい学習指導要領を改訂したと伺っておりますけれど、現場の教員の一人としては、やはり学習指導要領の中で、このような多重債務の問題を含めて、消費者保護の問題がどこまで書かれるのか、どのような内容が盛り込まれるかということにとっても関心があります。公民科の教師の一人としては、またこの消費者問題の分野がもう少しウエートが置かれ、内容を盛り込んでいただければ大変ありがたいし、やはり学習指導要領にももう少しウエートが置かれて書かれていれば教科書内容にも、もっと書き込まれるのではないかと考えられ、そのあたりも一つの大きな課題なのではないかなと思います。

そこで、このような教科書内容を中心にした教科指導をベースにするわけですが、次に本校の多重債務の授業を紹介させていただこうと思います。

最初に配付していただいているレジュメの4番になります。実は、今申し上げましたように、公民科の授業時間数はとても少ないのですが、私は消費者問題や契約、多重債務問題が重要であると考えておりますし、また興味や関心も高いので、この部分を重点的に学習させています。特に、今日は委員としてお見えになっている宇都宮先生のヤミ金のテープを生徒に聞かせて導入としています。導入としては内容的に怖い部分もありますが、インパクトがあります。ただ時間数が足りないので、多重債務の基本的な内容については、家庭科でフォローしていただけるという前提で、現代社会のほうでは宇都宮先生のこのヤミ金の脅迫のテープを導入として使わせていただいたり、あるいは今日、先生方に配布させていただいた、日本銀行・金融広報中央委員会の「これであなたもひとり立ち」、これも宇都宮先生のほうが執筆されたものですが、その多重債務に関するの項目の9番、ワークの9だと思います。そこで「金利と法律に強くなる」というタイトルのページがありますので、家庭科で活用できないときは公民のほうで、公民で時間がなく活用できないときには家庭科ということで、これを利用させていただいております。

さらに、神奈川県の場合には、これも今日、先生方にお配りをした「DESIRE」という、冊子を活用しています。紫色で、これの最後のほうです。13ページのところに1ページだけですけれども、「多重債務とは」という項目があります。神奈川県ではこれを高校生全員に配付して、基本的に家庭科の授業で活用していただいています。

教科書には載っていなくても、実際には少し学習内容を膨らませる意味で、多重債務の問題を含めて、授業等で実践をしているということです。

このように、多重債務のことを学習をさせていますが、一番考えさせられる、最初に申しま

したように、知識があればいいのかというと、必ずしも知識があるから多重債務の状況に陥ったり、また陥ったときに自分がどう対処するかというようなスキルのなもの、そして具体的な対処が必ずしもできないというようなことです。けれども、卒業生話を聞くと、少しでも多重債務に関する知識があれば不幸な場面を抜け出せるのではないかと、例えばどこに相談に行ったらいいのかとか、そういう対応ができるのではないかと確信をしております。このような意味で知識にプラス、やはり実行できるような力を育成することのフォローを何とか高校という教育の現場でしていかなければならないと思っております。

レジュメの5番のほうに移らせていただきますが、基本的には先ほど申しましたように、現実には家庭科あるいは公民ではものすごく時間の制約があります。この会議の「多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化」という、20年6月10日のこれですね、これを拝見させていただきましたが、実際にはこのプログラムの実施状況ということで、例えばホームルームで借金の問題を取り上げることが書かれておりますけれども、なかなかホームルームで取り上げるということは難しいのではないかと、現場の教員としては思います。というのは、ホームルームは結構行事関係でいろいろやることが多いですし、またもう一方の「総合的な学習の時間」でも、環境とか、それからキャリア学習、国際理解教育、共生、命、このような内容は総合的な学習でも扱いますが、多重債務問題、消費者問題については、これを扱うというのはほとんどないのではないかなと思っております。ですから、多重債務問題を「総合的な学習の時間」あるいはロングホームで行うというのは、現実的ではないと思います。

そして、今申し上げましたように、公民科それから家庭科以外の教科科目ですけれども、実は前の学校で、数学の先生に利息の計算をしていただいたことがあります。公民の授業なんですけれども、金利の計算をさせようということで、数学の先生が公民科の授業で、金利、利息の計算をするわけですね。生徒にとってはこれが新鮮なんですね。公民の教員ではない数学の先生が、突然、利息の計算を公民の現代社会でするわけですから。つまり、現場ではこのような工夫をすることによって、やはり金利も経済もいろいろな先生が教えていくというような、各教科の教員の協力がとても重要なのではないかなと考えております。

最後になりましたけれども、さまざまな教材を使うわけですが、やはり良い教材をまず作っていただきたいということ、もう一つはその教材を実際に使用する教員のほうのキャパシティの問題も結構大きいのではないかと、さらにまた教える側の教員の能力と情報量の問題と、課題も大きいのではないかと思いますので、ホームルームで担任がその借金のことについて扱うこと、確かにそれは一つの案ではあると思いますけれども、現実的にはなかなか難しい。何と

いっても、すべての教員も多重債務について、知識があるわけではないからです。家庭科とか公民科の教員ならともかく、そうではない科目の先生がホームルームで実際に借金の問題を扱うというのは、現実的には不可能なのかなと思っています。

そういうようなことで、研修の機会もぜひ多くしていただければ大変ありがたいと思います。教員も、こういう多重債務の問題を含めて経済問題に興味がありますので、研修の機会が実現すれば、多重債務に関するさまざまな教育が生徒に実際に実践されるのかなと思います。

それから、現在、法教育、裁判員制度の導入が脚光を浴びていますが、現場の教員としては確かに法教育も重要であるということはよくわかりますけれども、やはりその法教育が、例えば「司法（つかさほう）」とともに、「私法（わたくしほう）」の私法に関する法教育も充実をしていただくこと、それが学習指導要領に反映をしていただければ、現場では教えやすくなるのかなというように思っております。

このように、基本的には高等学校の場合には、現在は公民科の授業よりも、どちらかというと家庭科で多重債務を扱うというような場面が多いかもしれませんが、生徒はものすごく、やはりお金について知りたいという要望が多いので、早い段階でお金や金融に関する基礎的な知識あるいはスキル、そういうようなものを多重債務の問題も含めて教えなければならないし教えたいと思っております。

要領を得ない説明で大変申しわけありません。以上です。

○吉野座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまお3人の方々からご説明がございましたが、どなたからでも結構ですけれども、ご質問あるいはご意見ございましたら。

本多委員、どうぞ。

○本多委員 全国クレ・サラ被連協、本多といいます。今日の福岡のコープの報告をいただきまして、大変参考になりました。

それで、私の資料としては、提出資料として9-4-1と9-4-2を出しておりますけれども、9-4-2からちょっと見ていただきたいと思います。

生活福祉資金の貸付制度の問題では、ぜひいろいろ、この前、大阪府の社会福祉協議会の参考人のお話をいただきまして、私も非常に参考になったわけですが、生活福祉資金の貸付制度を充実させていく、債務整理をして、ほかからも借りられなくなってしまって、しかし実際には子供が学校に入学をするとか、あるいは奥さんが病気で入院するとかという困ったときに、きちっとフォローできるような制度をつくっていかないと、ヤミ金にまた借りてしまう

という事態というのがあるものですから、ぜひその貸付制度を充実していただきたいというのが私からのお願いで、一つは、福祉資金の貸し付けというのはいろいろな制度がありますが、大ざっぱに言いますと、非常に使い勝手が悪いというふうに言われているんですね。申請をしても断られたということで、かなりいろいろ規制があったりしますので、この規制をぜひ緩和をしていただきたいというふうに思っています。

一つは、緊急小口資金の貸し付けなんかでもそうなんですけれども、いろいろこういう場合に貸し付けるということなんですけれども、その他同等のやむを得ない事由、「などなど」とあるんですけれども、一定に決められたものじゃないと、例えば医療費また介護費の支払いなど、給与費等の盗難、紛失、火災等の被災、その他これらと同等のものというのと、これは19年3月の段階で厚労省から通達が出ていますけれども、年金、保険、公的給付等の支払い開始までに必要な生計費あるいは会社からの解雇、休業等による収入減、滞納していた税金、国民健康保険料金など、あるいは事故を起こした場合の支出増とか、こういう場合に貸し付けをします。これは10万円になっているんですけれども、それがなかなか実際には利用勝手が悪くて利用件数が少ないというふうな状況がありますので、ぜひ厚労省のほうでは次回までに、できればどういう事例で貸し付けができて、どういう事例だったら貸し付けができなかったか。そういう事例報告をしていただければ大変ありがたいというふうに思っています。

私の提出の資料の9-4-1をちょっとご覧になっていただきたいんですが、これは福祉資金貸付制度のうち、介護・療養資金貸付相談の事例研究ということで、佛教大学の佐藤順子先生がまとめられた事例なんです。これは貸し付けとなった相談事例、それから貸し付けに至らなかった相談事例、2ページから3ページ以降に書いているんですけれども、一つは貸し付けに至らない理由としては、治療が健康保険の適用外だったということとか、事例の2では通院見込み期間が1年半以上に及ぶと、あるいは連帯保証人が見つからなかった、家族に借金があったなどなんですね。

まとめとして4ページのほうに問題点として書いているんですけれども、1点目は療養期間が原則1年以内である。これはやはり現実にあわせて伸ばしていくということが必要なんじゃないかというふうに指摘をしています。それから、あと保険外診療の場合は貸し付けしないというようなことで、硬直をしているんじゃないかという指摘が出ていまして、ぜひセーフティーネットの貸付制度としては、現にある、この貸付制度をもうちょっと使い勝手のいいように改善等をしていただきたいというのが、私としての意見です。

どうもありがとうございます。

○吉野座長　ありがとうございます。

先ほど福岡のケースでも、社会福祉協議会とか福祉事業とうまく連携がとれていないということだったんですが、厚生労働省の寺尾課長、何かコメントがあればお願いしたいと思うんですが。

○寺尾厚生労働省社会・援護局地域福祉課長　生活福祉資金の貸し付けについて、前回にもご説明をいたしました。福祉のための貸付制度でございまして、老人でありますとか母子家庭でありますとか障害者の方々に対して、緊急的に資金が必要になったときにお貸しするような制度でございます。その窓口になっておりますのがボランティアでやっております民生委員であるとか、そういう方々でございますので、今回のこういう多重債務者の方々に対する貸し付けという、事前に債務の整理をきちっとしておかないと難しい問題、それから債権者との関係を民生委員の方々に負わせるのはいかなものかと、この辺はなかなか難しい問題があります。なるべく今の現行制度で多重債務者に対するいろいろな政策を連携しながら、弁護士の方々、債務をきちっと整理される方々との連携をとり、ある程度整理ができて教育がきちっとできた段階で、生活に必要な資金というものが必要になったときには、これは我々の出番であろうというふうに考えておりますが、そういう前提のもとに連携した協力のもとに取り組んでいくようなことを検討していきたいというふうには考えております。

○吉野座長　宇都宮先生、どうぞ。

○宇都宮委員　今の生活福祉資金貸付制度について、私もちょっと意見、資料を出していますので。

今、厚労省の寺尾さんのほうから「連携」ということで言われましたけれども、せっかく今47都道府県に多重債務者対策協議会というのがありますし、今日、東京都の方の報告にあったとおり、さまざまな団体が多重債務対策に顔を連ねて協議していますから、ぜひ社会福祉協議会の市町村の、その担当者が対策協議会に入るような指導をしていただいたら、そのうち自治体でどういう取り組みがなされようとしているのか、またそれと連携して生活福祉資金貸し付けを行うということも連動してくるのではないかと思いますので、せっかくこういう協議会がありますから、そこに参加させるような指導をしていただけたらと思います。

それから、先ほどのちょっと本多さんの意見と同じなんですけれども、やはり使い勝手が悪いという、その使い勝手以前の問題として、やはりこういう制度があること自体がなかなか知られていない。これは先ほどちょっと、行岡さんが弁護士とか司法書士も債務整理だけではだめで、その後の生活再生のツールについても、もう少しアドバイスをすべきだという意見があ

りましたけれども、一般的に弁護士とか司法書士もあまりよく知らないんですね。だから、その辺の広報とかPRというのは、かなり重要じゃないかと思います。

我々が相談している多重債務者の多くが、大体月収20万未満の人が8割ぐらいを占めているんですね。これは日弁連の破産記録調査の結果によって明らかになっているんですけども、そうすると債務整理はしましても、その後の生活再建がちゃんと成り立たないと、また借金を抱えちゃう、ヤミ金から借りちゃうということで、先ほど行岡さんの報告で、相談で再度の債務整理を一体にした人の相談が増えているというような、そういう生活再生をフォローしないと、債務整理だけではだめになってきているというのを、徐々に多くの弁護士が認識してくるようになっていきますから、その辺の生活福祉資金貸付制度の広報とその充実というのは、すごく重要になってきているんじゃないかと思います。

それから、本多さんは使い勝手の悪いということを、いろいろな条件を言いましたけれども、私の意見書の中では、修学資金の貸し付けというのが生活福祉資金の中では最後の資料のご提示にありますように、61.6%を占めているんですね。それで、この修学資金の貸し付けでは、生活福祉資金貸付制度要綱というのがあるんですかね。貸し付けの条件とかが決められているんですけども、これは親が連帯借受人になった場合は、連帯保証人が必要でないというふうな要綱になっているようなんですけれども、現実的には運用は親以外の連帯保証人を必要としているところが少なくないというふうに聞いていますので、その辺のところも要綱に沿った指導をしていただければ、もっと利用しやすくなるのではないかと。

それから、緊急小口資金は、以前は上限5万円だったのが、今度こういう取り組みの中で10万円に上げられたということですけども、これをもう少し上げることができないかということと、償還期間の延長というのはもう少し考慮できないかということですね。

それから、保証の問題については、今のような連帯保証人という人的保証をとるのではなくて、信用保証協会とか、そういう機関保証をすることによって負担を少なくさせるというようなことも考慮できないかと。さらに、そういう制度についての国の支援等を検討できないかというようなことも、ぜひ検討していただけたらと思います。

それから、ちょっと要望のついでに、先ほどの報告していただいた行岡さんのほうにお伺いしたいんですけども、今の社会福祉協議会の対応が見えないということですけども、行岡さん自身としては、どのような改善がなされたらいいと思われているのか、もしご意見があったらお聞かせ願いたいと思います。

それから、東京都のほうにも、今の生活再生のための生活再建部会というのがあるんですか

ね。それで独自のセーフティーネット貸付の体制をとられているというふうに聞いていますので、もし各務さんのほうでおわかりであれば、その現状とか運用状況についてもお聞かせ願えたらと思います。

○吉野座長 では、福岡の行岡さんのほうから、まずお願いいたします。

○行岡みち子氏（グリーンコープ生協ふくおか） では、資料の9-2-2を見ていただいて、この中に貸し付けの具体的な事例のところも報告しています。10ページ、11ページ、12ページはちょっと分類をしてご報告をしています。あと13ページのところから「福祉関連の機関と連携して対応した方が良いと思える代表事例」というので、これは去年の5月25日の福岡県の1回目の多重債務対策協議会のところに出させていただいて、社会福祉協議会とか福祉事務所のところともっときちんと検討をさせてほしいということで事例報告として出したものです。

14ページに（4）で「今後に向けて考えて頂きたいこと」というふうに出しています。1）のところはもうさすがに、私たちもお勉強をして、どういう制度があるということかなり窓口につないだりしているんですが、ほとんど戻ってきます。やはりそのときに、例えばもうそんなことあり得ないんだけどなと思うような事例で、例えば税金を払っていないからこれが出せないとかあれが出せないとか、年金が初めて出るときまでの緊急貸し付けだったらできるけれども、その後、借金して担保にとられて、そのある一定の期間だけを出してくれといったらできないんだとか、もろもろ細かいところで引っかかって戻ってくるというか、私たちのところで結局対応していくみたいな感じになっていまして、そういう意味では福祉というのは、結構法律的にも理解できていないので、2）に書いているところは、そういう福祉対応窓口というのはかなり敷居が高いなというか専門的になっているので、できたら一律の対応が、どこもなかなか対応が難しいというのがあるので、社会福祉士さんなんかに公的に相談をして、「いや、それは法律的にはこうなっているんじゃないですか」というふうなアドバイスも含めて言っていたら、「いや、法的にはこうなんじゃないですか」というふうに窓口で言えるみたいなことも含めて、少しそういう、何か窓口の案内をしてくださるところというのが、一つは欲しいなと思っています。

それとか、あと申し込んでも2週間ぐらいお金が出てくるまで時間がかかるとか、いろいろあって、それはやはりちゃんとお金は返してもらわないといけないということも含めてあるので審査に時間がかかるのは当然だというふうには思うんですけども、その間のつなぎをきちんとして、私どものところと連携してつないでいくとか、それからもろもろ貸し付けの事例なんかについても一緒に相談していくとか、宇都宮先生の資料をさっき読みましたら、岩手県の

ところはそういう合同相談会があるというふうに書いてあったんですが、ぜひこういうものを全国的にもやっていただけたら連携してやっていけると思います。

結構、専門的な法律の解釈の壁といいですか、それが現場としてはハードルがあるなと感じています。どこまでうちでやるんだろうと思いながら、結局見過ごしにできないので対応しているという様子です。

同じように、16ページのところにも問題点というので、今年の2月にまとめたものなんかも載せていますので見ておいていただけたらいいかなと思いますが、証明書が必要だと言われるとか、結局お金の問題というのは最後まで、本当にその人の生活の資金が準備できたかどうかまで、きちんとサポートしていかないと、絶対解決がつかないと思っています。窓口をどこかに移して解決するものではないと。したがって、連携できるようなテーブルの場をきちんと設けていただきたいということが一番言いたいことかなと思います。

○吉野座長 ありがとうございます。

では、東京都の各務さん、お願いします。

○各務豊氏（東京都消費生活総合センター） 東京都の生活再建の事業につきまして、ちょっと私どもは担当外のことですので、なかなか詳しいところまでご報告申し上げられないのですが、この平成20年3月から、生活相談と資金の貸付を併せて行う多重債務者生活再生事業を開始しており、有限責任中間法人生活サポート基金が相談事業者となっていると聞いております。

この8月には、この事業の関係機関による運営委員会を発足させまして、私も構成員として入っております。こうしたところで、この事業の適正かつ効果的な運営を図るための共通認識を持つとともに、実施効果等について評価、検証を行うというところを、この8月から開始したところでございます。

私ども消費生活センター等も「東京モデル」によって、弁護士相談等につながった方についても適切に紹介をしていくような仕組みを検討するというふうに聞いております。

○吉野座長 ありがとうございます。では、宇都宮先生。そうですね、寺尾課長にも。

○宇都宮委員 寺尾さんのほうで、こういう対応と各地の多重債務者対策協議会に参加させる問題とか、さっきの要綱の問題とか、その辺ちょっとお聞かせ願えたらと思います。

○寺尾厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 全国の社会福祉協議会で貸付事務をしていたっているわけですが、社会福祉協議会はいろいろな業務がありまして、人もある意味ではそんなにたくさんいるわけではないと。そういうところで社会福祉協議会の人手の問題、そしてその財源も都道府県からも出していただいておりますので、都道府県がその資金をきちっと出し

ていただけるかどうかという問題、両方の問題と、あとは要綱等々については、それぞれの指導は動くようになったらするのはやぶさかではございませんし、前提条件はどういうふうにクリアできるのかということを、今、社会福祉協議会とも相談しながら、勉強しているところでございますので、どういう対応が可能なのかどうか、貸付限度額を上げるのはいいんですけれども、資金がすぐ底をついてしまうということにもなりかねません。財源は、それこそ国と地方で半分ずつ持っておりますので、そういうことも踏まえながら、それからそういう事務処理をする人たちの人件費とか事務費もどうやって確保するのかという問題もありますので、「はい、わかりました」というように簡単にちょっとお答えできるような状況ではございませんが、それを前提としながら今後前向きに検討はしていきたいというふうに思っております。

○吉野座長　ぜひ前向きにやっていただいて、またご報告を少ししていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

宇都宮先生と、それから先ほど福岡の方からお話がありましたけれども、私はちょっと夏休みに、ユヌスさんというグラミン銀行の方にお会いしまして、彼と、やはり日本の消費者金融が違うところは、日本の消費者金融の場合には生活者が新たに収入を得るということの手だてを教えてあげていないと。つまり宇都宮先生おっしゃったように、その後どうするかというのが、まさにグラミン銀行なんですね。鶏を飼って、そうすると鶏を飼えば卵が生まれて、それが売れると。またヒヨコができて、売れると。すべてグラミン銀行の消費者金融は生産者金融で、収入を増やす金融なんですね。だから、やはり先ほどおっしゃっていたように、ただ返すだけでそこで終わってしまうと、その後また多重債務に陥りますから、だれかがどういう形でその生活をうまく変えて収入が得られるようにするかというところがない限り、ずっと終わってしまうんだと思うんですね。

これは中小企業に関しても同じでして、グラミン銀行とかうまくやっているところは中小企業の経営者にどうすれば、より生産が増えるか、収入が増えるかということを教えていると思うんですね。日本の消費者金融の話を書いたら、「それでは無理だ」という話なんですけれども。

それと、先ほどの福岡とか東京都で、やはりさっきおっしゃっていたように、生産するだけじゃだめですから、ではその後どういうふうに変えたらいいだろうかということまで、うまく現場の方々が一緒になって考えていただけるといいと思うんですけれども、いかがでしょうか。そういうような制度というのは、ある程度進んでいるんでしょうか。いかがですか。行岡さん。

○行岡みち子氏（グリーンコープ生協ふくおか） 私どものところは一たん債務整理をして、債務整理とかに入ったら弁護士さん、司法書士さんとか、途中で報告があるんですね。債務整理が終わったら終了報告というのをを出していただくようにしていただいております、その時点で一度、債務整理だけの方についてはご連絡をして、いろいろ様子についてお聞きするようになっています。それと貸付けのところについては家計表をつくっていただくようになっています。大体1回目の家計表のところで、ほとんど皆さん家計簿なんかつけていませんし、電気代、ガス代、水道代に幾らかかっているかもわからない。食費が3万円で携帯が3万というものについて矛盾を感じないとか、そういうことも含めて、とにかく家計表というのをつくってもらって、それをちゃんと通帳とあわせてきちんと把握されているかどうかを、チェックをかけて、本人が自分がちゃんと把握をしていないという自覚を持ってもらう。それから、家族が、子供がいつ学校に入って高校に入るときは幾らいるとかというのは、全部一通りの目安というのがありますから、そういう家族の将来の計画みたいなことを出していただいて、5年間のキャッシュフロー表をつくって、家計の収支が5年間でどうなる、この時点で赤字になりますよねと、高校に子供さん入学だけでもそこまでどうしますかというようなことなんかを面談の中でずっとお話をして、それでとにかく今必要なお金を貸付けをして、この時点でこういう状態にあるから、もう少しここら辺考えないといけないですねというので、家計の状態も一つの目標をつくって、あと5年間の生活の目標をつくって貸付けまでに至ります。

貸し付けをしたら、3カ月後ぐらいに通帳を持って面談に来ていただいて、そもそも想定していた家計表どおりに生活ができているかどうか。もしできていなくて、キャッシュフロー表、家計の収支表のほうも合っていないければ、どこでそういう違いが出たかというところをちゃんと点検をして、ちょっと大変そうな、例えばお年寄り、年金をもらっていて、お年寄りで家族がいらっしゃらないという方は、いろいろお金の使い方でも矛盾を抱えたりしていらっしゃるの、そういう方なんかの場合は毎月来ていただくとか、そうじゃない方は3カ月後に一度来ていただいて、あと半年後、1年後という形での面談を行い、そういうサポートをしながら生活そのものを家族みんなで軌道に乗せていくみたいな、そういうことをしております。

債務整理が終わったからそれでおしまいじゃなくて、あとどうするのかというところを、本当にやはり親身になって相談しないといけないんだと思います。それと貸付けも、そういうことを通して貸付けをするので、初めて対応ができるわけで、そういう意味ではやはり私たちは生活再生相談と、それから貸し付けというのは切り離せないというか、一体のものだと思っています。

したがって、最近では消費生活センターとか弁護士さんとか、もろもろそういうところから、自分のところの事例として、この人にできたらお金を準備してやってほしいということで回ってくるんですが、そういうときにはご本人の了解も得て、債務整理の内容をちゃんと報告していただいた上で状況をきちんと把握をして、あとまた面談をこちらのほうでしていくみたいなことをやっております。やはりそういうことが必要かなというふうに思います。

○吉野座長 各生協で今のようなことをずっとやっていただくと一番いいんだと思うので、やはり窓口の方がどれくらい対応してくださるかということですね。

○行岡みち子氏（グリーンコープ生協ふくおか） そうですね。

○吉野座長 それから、宇都宮先生がいつも保証人のことをおっしゃるので、ユヌスさんに保証人のことを聞いたんですね。そうしたら、彼は最初の段階では保証人とかだれかをとるといいます。それがないと、モラルハザードになると。それで何年間か貸していて、非常にいい借り手であれば保証人をなくしたりというような形、最初は5人組でお互いを見ながらやると。それがモラルハザードを防いで周りに迷惑をかけたくないと。そういう意味で、やはりそれは生産者金融になっているからだと思うんですけれども、それでワークしているというので、ユヌスさんは無担保とかそういうものに関しては、必ずしもいいことはないのではないかというようなご意見でしたけれども。

高橋委員どうぞ。

○高橋委員 時間も限られているようですが、まとめてヒアリングに応じてくださいました三者と、それから文部科学省さんにご質問を出させていただきたいと思います。

まず東京都さんなんですけれども、資料の9-1、これの6ページ目のところに「多重債務相談件数」というのと「東京モデル」活用件数という表が上がっているんですが、どういうふうにこれを読んだらいいのかわからないのですが、多重債務の相談の件数があつた中から、「東京モデル」を活用するというのはどういうことを意味するのかというのを教えていただきたいというのが1点です。

2点目は、この多重債務有識者会議では、なるべく多重債務の相談の方が窓口にいらしたらば寄り添うということを特に強調してきたというふうに思うんですが、東京都の場合には区や市が整備されている、また弁護士会とかクレカンとか法テラスとかのインフラが整っているので、予約という形を主にとっていらっしゃるというふうに説明では伺えたんですけれども、予約をして、その受任状況ですね。図でいくとフォローアップを相談員の方がすると。つまり、来たんだけど出向かなかった場合はフォローアップするというふうになっているんですけ

れども、そもその入り口のところで、ご相談に来た方が専門相談窓口に行かなかった事例というのがどのぐらいの割合であって、その後のアフターフォローとして、再度電話をしたら行ったのか、付き添ったのか、あるいはその後、連絡がとれなくなっているのかとか、その辺の細かいデータをいただきたいと思います。

それで、それが無いというのであれば、こちらのほうでなるべく寄り添ってくださいといいますか、マニュアルに示したように予約するだけじゃなくて、実際にいろいろなところについていくということが必要だというふうに思います。それが2点目です。

それから3点目は、多分ここでご質問してもお答えいただけないと思うんですが、何らかの形で、また文書回答でもいいですからいただきたいと思います。セーフティーネット貸付の再生事業のことです。これは東京都が基金15億と運営資金1億円を出して、そして民間事業者のほうとやるということでした。先ほど相談部会のほうで、担当が違うからわからないと言われてしまったんですが、協議会立ち上げのときに私は傍聴に入りましたけれども、そもそも協議会は横の連携も密にとりながらやるはずだったんですね。この再生事業に関しては、その後の議事録等々を見ていてもどうやっているのかわかりませんし、資料を見ても、この15億プラス1億円のお金の民間事業者は、どういう事業者にどういう形で委託しているのかもわからない状況です。8月に運営委員会を設けるといいますが、これは第三者が入っているのかどうか、ぜひチェックしていただきたいと思います。

ここで言うのもなんですが、野村先生が座長で、私と2名、外部で、実はこの事業の最初の立ち上げのときに入ったんですけれども、我々が非常に厳しいことを言いましたら、その後何のご連絡もなく今日に至っているということだけは、この場でご報告をさせていただきたいと思います。ですので、私どもとしても非常に気持ち悪いところですので、何らかのご回答をいただきたいと思います。

福岡のほうは非常によくやっつけいらっしゃると思うんですが、今まで延滞はゼロというふうに報道されてきたりしたわけなんです、今回1件出ているということでしたので、これについてどうして発生しているのかということをお願いしたい。

それから2点目は、県との共同事業の開始のことです。県から助成を受けて、この4月から開始したということなんですけれども、そもそも知事の会見を見ますと、グリーンコープの社会貢献事業としてやっているんだと。だから、資金に関しては一切の拠出をしないということで、東京都は全く違う方式をとっておられるようです。金利が9%ということで高目ということがあるとは思いますが、事業として何か拡大していくことに対する不安な

り問題があるとすれば、これは他の都道府県も注視しているところですので、まだ数カ月でご意見を求めるのは申しわけないんですが、教えていただきたいと思います。

それから、神奈川県の高谷先生の方にお伺いしたいんですけども、学習指導要領についてなかなか盛り込まれていないというところのじくじたるものは、実は吉野先生と私は文科省のほうで、その教育課程部会の、まさに公民とか社会、地歴系のところで金融経済教育をどう入れるかというところで呼ばれて委員としておったものでございます。

ところが、数学等々との連携も必要だということで、私はワーキングで数学の部会の方ともワーキングで、おとしの夏ぐらいに熱い議論をして、いろいろなところでできますよねという話をしたんですけども、実は学習指導要領になると、あれは何だったんだろうという状況に次の学習指導要領もなっている。ですので、そういう状況の中でいろいろ工夫していращやるというふうに思うんです。総合学習の時間を使えないかということも、私のほうでは文科省にはご提案したんですが、部会が縦割りで社会、地歴、公民と総合学習の時間を検討しているところ、それから家庭科のところは縦割りだったので、その横の連携をとることができない状況だったのです。学校の中での試みとして、総合学習の時間をうまくやるとか、あるいは先ほどお話がありました、社会科と家庭科の先生が仲がよければいろいろなことができるということに対して、コメントをいただけたらというふうに思います。

それと、出前授業の受け入れというのは高等学校で可能なかどうか。先生を教育することにも必要ですけども、やはり専門家が入って教えたほうが効率的という面もあると思いますので、その辺の可能性に関して教えていただきたいと思います。

文科省さんには、今お話ししたとおりの状況でしたが、そもそもホームルームで取り上げるのは難しいというふうに高校の先生から言われてしまったんですが、ホームルームで取り上げるというのは文科省さんのほうが、この席上でかつておっしゃったことです。そこで実際に活用事例はどうかというのを前回か前々回ご質問したんですが、納得のいくご回答をいただけなかった。現在ホームルームならできるとおっしゃった部分をどのように現場に行き渡らせているのか。それから、学習指導要領に多重債務を含め、そういう消費者問題を入れていくことに関して、検討したにもかかわらずあまり入らなかったということについてはどのようにお考えなのか、コメントをいただきたいと思います。

○吉野座長 まず東京都のほうから、3点あったと思いますが、お答えになれるところで6ページ目のところからお願いいたします。

○各務豊氏（東京都消費生活総合センター） 私の資料9－1の今、高橋先生からお問い合わせ

せがありました6ページ目について、ちょっと説明がたなくて申しわけございませんでした。

まず左上の棒グラフ、柱になっているものは、東京都と、それから区市町村が平成15年度から受けている多重債務に関する消費生活相談の件数でございます。「東京モデル」につきましては、この平成20年1月から施行を開始、この4月から本格開始ということでございますので、棒グラフでいいますと平成19年度のところに少し入っております。

多重債務に関するご相談ということなのですが、基本的に私どものセンターでは95%以上が電話の相談ということになります。それから、内容にかかわらずご本人のお名前ですとか住所ですとか、これについて強制的に聞き出すということはできませんので、こういった「東京モデル」を使って弁護士、司法書士といった専門機関につなげますよということを申し上げた上で、ご本人がご同意をいただいたものについて「東京モデル」を使って弁護士、司法書士になぐという方法をとっております。

また、親族からのご相談あるいは友人のご相談といったことだと、これはなかなか直接に「東京モデル」でつなぐことはできませんので、例えば「どうやら、うちの兄弟が多重債務らしいんだけど、どうしたらよいか」といったような場合には、基本的には情報提供で終わってしまうといったケースがかなり多うございます。

右側のこの表でございますが、それぞれの、まず区市の相談は入っておりませんで、私ども都のセンターだけということになります。ですから、棒グラフで言うと平成19年度、「1,610件」と下のほうに黒っぽくなっているものでございますが、この今年の1月以降のものが125件、135件といったものでございまして、大体毎月百二、三十件ということですから、大体昨年並みの件数が予想されます。

例えば一番下から2行目ですが、8月はちょっと夏枯れといえますか、20日までということもございまして、多重債務に関するご相談60件のうち、15件を「東京モデル」でもって弁護士、司法書士につないだという現状でございます。

○吉野座長 2番目のご質問は。

○各務豊氏（東京都消費生活総合センター） はい。

それで、この「寄り添う」という点についてでございますが、先ほど申し上げたとおりに、基本的に電話の相談が多い中で、もちろん相談員が「寄り添う」というところを念頭に置きながら対応させていただいておりますが、何が何でも来なさいとか、そういったところまでは正直申し上げて、私どものほうから申し上げるということは、基本的にはございません。

そして、先ほどの162件、これまでの「東京モデル」の実績のうちキャンセルがあったもの

は11件ございました。それで、そのうち私どもの相談員が、キャンセルがあった場合、基本的には私どものほうから相談者の方にご連絡を申し上げます。そして、再予約等が行われたものが3件ございました。残りの8件はどういったケースかといいますと、携帯電話の番号しか教えていただけないような場合、そして私どものほうから携帯電話のほうに何度かご連絡を差し上げているんですが、連絡がつかない場合というのが残念ながら8件ございました。というのが現状でございます。

それから、3点目につきましては、ただいま高橋先生からご質問賜りましたことを、私のほうで勝手に回答するわけにまいりませんので、担当部署にお伝えをして何らかに対応するようにさせていただきたいと思います。

○吉野座長 池尾先生、どうぞ。

○池尾委員 ちょっと途中ですけれども、前回と今回と、現場で取り組まれている方からのヒアリングをさせていただいて、勉強にはなったんですけれども、この有識者会議としてどういうことを議論すべきなのかということについて、私自身がぼんやりしているせいか知らないんですけれども、よくわからなくなったというのが正直なところで、有識者会議としてどういう形の議論をするかによって、例えばどこまで詳細な質問をすべきなのかというのは変わってくるわけで、本来これは貸金業法の改正、本格施行に向けてフォローアップとしてやっているはずで、そのフォローアップのために必要な骨太の議論をするのであれば、ちょっと正直言います、今質問されているレベルのことについて時間をとるのは、優先順位としてちょっとおかしいような気がするんですよ。

だから、有識者会議として今後どういうふうな形で議論をしていくのかということについて、若干ちょっと見通しを再確認させていただきたいと思うんですけれども、その点いかがですか。

○吉野座長 まず私から、それから小野参事官に。

一つは、とにかく貸金業法で金利が下がってきて、それで利用者で借りられない人が出てくるだろうというのがもともとの発想で、そうすると各都道府県でいい取り組みをしているところというのはどういうやり方でやっているんだろうかと。そのやり方がいいのであれば、それを全国に広げていくようなやり方はないか。また、さまざまところで努力されていることはどういう問題が起こっているかというのが一つあると思います。

それから、今日は金融経済教育の中で若い者たちがそういうものに入ってこないようにするにはどうだろうか。それからさらに将来的に考えていますのは、今度は貸金業の方々がその後どういうふうに対応しているかと。ですから、供給と需要と、あとマーケットを大きく見てい

こうというのがこの会議だと思うんです。その中から対応すべきところは対応しようということだと思うんですけれども。

では、宇都宮先生どうぞ。

○宇都宮委員　それで、その辺の議論を、もともと改善プログラムをつくる時は6回ぐらい有識者会議を開きまして、ある程度それを取りまとめをして提言して、それを踏まえて政府の対策本部としては、改善プログラムを策定したわけですね。それで、今行われているような議論をきちっと有識者会議としてはまとめて、要求すべき相手は対策本部で、こういうことを実行してくれということを、明確な提言とかそういう形でいかないと、何かあいまいなまま議論をしていって、そこの取りまとめというのは各関係省庁の方が来られていますから、こういう議論は日常的に反映しておけばいいんですけれども、一応有識者会議としても今までの経過を踏まえて、ではどういうことをさらに対策本部に対して提言するのかというのをやらないと、フリーの議論だけでいいかと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○吉野座長　これは後で、この議論を全部まとめた形でやることになっているんですけれども。では、参事官。

○小野信用制度参事官　昨年多重債務問題改善プログラムがとりまとめられまして、1年間プログラムに基づく各種施策を実施し、その実施状況を有識者会議の委員の皆様にはフォローアップしていただきまして、そのときの評価として、総じて施策の着実な進展は見られるけれども、一方では、特に現場レベルでどのように浸透しているかということについて、きちっと今後評価していく必要があるということで、このヒアリングが始まったというふうに私は理解しております。

今回2回目でございますけれども、あと数回ヒアリングをやって、そこでさまざまな、委員の皆様から今まで出てきた問題点とご意見をきちっとまとめ上げて、来年のフォローアップにつなげていくという、その作業としてヒアリングを行って頂いてるという理解でございますので、別に単に言っぱなし、聞きっぱなしにするというつもりは我々としてもございません。

○吉野座長　高橋委員、どうぞ。

○高橋委員　細かい質問というご批判をいただいたんですが、私は今のようなご説明を事前に伺っており、ヒアリングに対してうまく進んでいない問題点があれば指摘していくという役割だというふうに思っております。東京都さんのお話を聞いても、それだけ聞いているとすごくうまく進んでいるように思われるわけですね。ここにいらっしゃる方々がどこまでフォローしていращやるか、特にそちら側にお座りの行政の方にお伺いしたいんですけれども、現場

をどれだけ歩かれているとか、議事録などで各都道府県の状態をどれだけチェックされているかと。していらっしゃらないから多分ヒアリングに呼んでいらっしゃると思うんです。正直ベースでおっしゃっているんだというふうに思うんですけれども、そこに問題点があればそこを協議していくのが、私はこの場だというふうに思いますが、ここがもっと大きな問題を協議する場だというのなら、以前のようにワーキングをつくっていただいて、そちらでヒアリングを進めていただくなり、お考えいただいたほうがよろしいんじゃないでしょうか。意見です。

○吉野座長 池尾先生、何かありますか。よろしいですか。

○池尾委員 いや、だから今日だって、もう予定時間を過ぎているわけですから、やはり時間配分を考えて議論すべきだろうということを申し上げているんですけれども。だから、そうすると時間は貴重ですから、やはり優先順位を決めて、優先的なことしか議論できないですよ。やはりすべては議論できないですから。

○吉野座長 今、高橋先生から細かい問題点もありますから、では簡単に福岡の方から2点お答えいただきたいと思いますけれども。

○行岡みち子氏（グリーンコープ生協ふくおか） そうしたら簡単に。

延滞ゼロが、なぜ延滞1になっているかということですが、この方は最初からその内部の貸付けの審査のところでも意見が分かれて、ちょっと難しいんじゃないかというのがあったんです。最終、毎月1,000円でもいいから払ってほしいとお願いをしているんですが、それもしていただけないと。今、被害者の会で自己破産をすとかしないとか相談されているんですが、そもそも被害者の会の他の先生が債務整理のところから、ずっと相談に乗ってきたださって事情がわかっているものですから、グリーンコープに対し同情的です。そもそも借りるところから、私たちも、貸すべきではない人に貸してしまったということかなと反省をしているのが1件です。

それから、県との協働事業が始まって事業が拡大していく中での不安というのは、面談の件数が相当増えて、私たちの場合は弁護士さんとか司法書士さんもハードルが高いので一緒に同行していくんですが、そういうふうに事業が一気に増えると、相談ばかりが主になってしまいます。結局貸付事業と相談事業という世界で、貸付けの収入で採算をとっていかうというのが基本的な事業の枠組みですが、そういう意味では、どっと面談が増えてくると貸付けに手が回らずに大変焦るという様子です。私たちの計画としては、大体3年から5年の間で事業としては自立できるように計画していますので、ずっと県の援助をお願いするというのは成立しないと考えています。3年間ぐらいの採算が合わない間は、何とか福岡県のほうに応援してほしい

というので、そういうものが今始まっています。今後のところとしては、ヤミ金の利用者が結構増えているので、いろいろな人の生活のバックアップという意味では、なかなか困難なことを含んでいくかなと思っています。

ちなみに、熊本県、大分県の両県のところではもう相談室が立ち上がって、セーフティーネット貸付けも実施されています。少しずつ慎重に進んでいるというのと、山口県のところは9月21日に相談室をオープンするという形で、そういう意味では微々たるものですが、一たん広がってはいるというところです。

以上です。

○吉野座長 では梶ヶ谷先生、手短に……。

○梶ヶ谷穰氏（神奈川県立海老名高等学校） まず高橋先生のご指摘の1点目ですけれども、「総合的な学習の時間」において、いわゆる多重債務を含めた消費者問題という授業は可能かということですが、これは可能だと思います。ただ現場としては、やはり環境というところの科目の先生方も扱いやすいですね。いろいろな科目からアプローチしますから、設定しやすい。でも逆に、消費者問題とか多重債務の問題というのは、あるいは金融、経済ですね、これはなかなか、他教科の先生では扱いにくい、多分こういうような現場の本音があって、なかなか「総合的な学習の時間」の中には組み込んでいかれないと思います。多分こういうことをやろうという、それは家庭科だ、それは社会科、公民だということで、いわゆる「総合的な学習の時間」の内容としては、あまり取り上げられないのではないかなと思います。

ただ、公民科の教員は、自分で公民で、政治・経済や現代社会を教えるほか、「総合的な学習の時間」でも消費者問題あるいは金融、経済を生徒に教えたいという気持ちは常にあると思います。これが1点です。

それから、先ほどホームルーム等で多重債務の問題が扱えないかということでしたけれども、学校現場では年度当初にホームルーム計画を作成します。そういうような計画に沿ってホームルームを実施することになりますから、なかなかそのホームルーム計画の中に具体的に多重債務等が年度当初に計画として記載をされないと、現実的な問題としてロングホームルーム等で扱うことは不可能だろうと思います。

もう一つは、いわゆる毎週1時間ロングホームルームを設定していますが、その中でやろうとすると、先ほど申し上げましたように、担任の中には公民科や家庭科以外にもいろいろな科目の先生がおられます。その先生方がホームルームで現実的な借金の問題を取り上げるというのは実際には不可能だと思いますが、ホームルームを学年で合同で実施する学年集会などでは、

そのホームルームの時間の枠を使って、その学年集会で生活指導の先生が多重債務に関する問題などを取り上げることも可能でしょうし、あるいはその学年集会や学校集会等で公民科ないしは家庭科の教員が持っている情報や知識の提供をする、そういうようなことは十分に可能ですので、必ずしもホームルームでできないということではありません、誤解を招いてしまうと申し訳ないという気がしております。

それから3点目なんですけれども、出前講座ですが、実は数年ぐらい前までは、ほとんど外部の方を講師として学校で授業をしていただくということは、基本的には難しかったと思いますし、もう一つは、謝礼の問題とか、外部講師については結構いろいろなネックがありました。

さらに、管理職の先生から「その人は講師としての的確ですか」と言われてしまうと、躊躇することもありました。けれども、時代の変化、世の中の流れだと思いますけれども、この数年は全然違います。今日、学校の現場では、必ずしも公の機関からの紹介を受けた方以外でも、NPOの方も来られて授業等されていますし、お金の問題につきましても管理職の先生も理解があり、本校でも積極的に実施しています。

本校ではもう5、6年になりますけれども、具体的にNACSという、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会ですか、そちらにお願いをして、毎年、消費と環境の授業をお願いし、またNACSの紹介で、毎年12月に東京ビッグサイトで開催されるエコプロへ1年生全員を連れて行って、一日環境の勉強をさせております。

あと私は、同好会ですけれども、生徒に金融経済学習をさせたいということで、一昨年度からエイプロシスの方にもお願いをして、生徒に課外講座として金融経済の授業をしていただきました。

高橋先生ご指摘のように、数年前までは導入については極めて難しかったのですが、この2、3年はそういうことはありませんし、中学校も高校もそして小学校も含めて、近年は多くの学校で実施されはじめているのではないかと思います。

以上です。

○吉野座長 最後に文部科学省の方。

○小幡文部科学省初等中等教育局教育課程課課長補佐（高橋教育課程課長代理） 最後に学習指導要領のことについて。

なかなか学習指導要領というのは、前からご説明させていただいていますように、大綱的な基準ということで、具体的な内容というのが記述をされていないのでございますが、例えば今年3月に改訂した中学校の学習指導要領においては、社会科で金融に関する教育について内容

の充実を図りましたし、また技術・家庭科でも「消費者の基本的な権利と責任について理解する」というようなことを新たに加えるなど、そういう充実を行っておりますので、ご理解いただければと思っております。

○吉野座長 では時間をオーバーしてしまったんですけれども、先ほど池尾先生からも貴重なご意見がございましたので、次回は事務局と相談して、今後この会議全体のスケルトンといいますか、今後どういう形で進めていくか。それぞれのヒアリングというのは、どういう部分にそれをつくるかというようなこともご説明させていただいて、まずご意見をいただければというふうに思います。

では、小野参事官のほうから今後の予定に関しましてお願いいたします。

○小野信用制度参事官 本日は貴重なご報告、ご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日のご議論を踏まえまして、また今、吉野座長からお話がありましたように、今後の進め方につきまして、検討を進めてまいりたいと思います。

とりあえず次回の有識者会議の予定ですが、10月中旬の開催を考えております。議題につきましては、前回有識者会議で吉野座長からもご示唆がありました地方の中小事業者の現状、それから今日お願いしました学校の金融教育の現実につきまして、今度は家庭科を担当されている先生にお越しいただくことを考えております。中小事業者の現状につきましては、地方の現状を把握されている方を2名程度お願いしてお呼びしたいと思っております。後ほど事務局から、また日程調整の連絡を行いますので、よろしくお願いいたします。

なお、先ほど東京都の各務さんからお話ございました、東京都が多重債務者相談強化キャンペーンの一環として行います「多重債務110番」につきまして、これは9月4日から開始されますが、この9月4日の午前中に吉野座長を初め、有識者会議の有志のメンバーの方々にご視察をいただく予定になっております。お忙しいところ、ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○吉野座長 少し時間を超過してしまいましたけれども、3人のご意見を述べられた方、どうも今日はありがとうございました。

○本多委員 次回の希望が一つあるんですけれども、次回はぜひ、五稜会のヤミ金事件のスイスから戻ってきているお金の分配手続が今開始されています。それからあと、凍結した銀行口座の分配手続も開始されていますので、その実情はどのようになっているのか、どうしたら

被害者に確実に分配できるのか、そこらあたりもぜひ一度検討課題に入れていただきたいと思っているんですが。

○吉野座長 次回かどこになるかわかりませんが、事務局と相談させていただきたいと思います。

では、これで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後5時15分 閉会